

南九州市告示第162号

認可を受けた地縁による団体の告示した事項の変更について

認可を受けた地縁による団体である青戸下自治会より、告示した事項に変更があったとして届出があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第10項の規定により下記のとおり告示する。

令和8年8月28日

南九州市長 塗 木 弘 幸

記

1 変更があった事項及びその内容

代表者の氏名及び住所

（変更前）

氏名 新原 伸一

住所 南九州市颯娃町上別府1049番地 1

（変更後）

氏名 東 勝穂

住所 南九州市颯娃町上別府1046番地

2 変更の年月日

令和8年4月1日

3 変更の理由

役員改選（総会決議）